

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
第 8 章 その他の財産 第 1 節 株式及び出資 (評価会社の事業が該当する業種目) 181-2 前項の評価会社の事業が該当する業種目は、178((取引相場のない株式の評価上の区分))の(4)の取引金額に基づいて判定した業種目とする。 なお、当該取引金額のうちに 2 以上の業種目に係る取引金額が含まれている場合の当該評価会社の事業が該当する業種目は、取引金額全体のうちに占める業種目別の取引金額の割合(以下この項において「業種目別の割合」という。)が 50%を超える業種目とし、その割合が 50%を超える業種目がない場合は、次に掲げる場合に応じたそれぞれの業種目とする。	第 8 章 その他の財産 第 1 節 株式及び出資 (評価会社の事業が該当する業種目) 181-2 前項の評価会社の事業が該当する業種目は、178((取引相場のない株式の評価上の区分))の(4)の取引金額に基づいて判定した業種目とする。 なお、当該取引金額のうちに 2 以上の業種目に係る取引金額が含まれている場合の当該評価会社の事業が該当する業種目は、取引金額全体のうちに占める業種目別の取引金額の割合(以下この項において「業種目別の割合」という。)が 50%を超える業種目とし、その割合が 50%を超える業種目がない場合は、次に掲げる場合に応じたそれぞれの業種目とする。

改 正 後	改 正 前																																								
(1) 評価会社の事業が一つの中分類の業種目中の2以上の類似する小分類の業種目に属し、それらの業種目別の割合の合計が50%を超える場合 その中分類の中にある類似する小分類の「その他の〇〇業」 なお、これを図により例示すれば、次のとおり。 ○ 評価会社の業種目と業種目別の割合 <table><tr><th>業 種 目</th><th>業種目別の割合</th></tr><tr><td>有機化学工業製品製造業</td><td>45%</td></tr><tr><td>医薬品製造業</td><td>30%</td></tr><tr><td>不動産賃貸業・管理業</td><td>25%</td></tr></table> (45%+30%) >50% ← 「評価会社の事業が該当する業種目」 → ○ 類似業種比準価額計算上の業種目 <table><tr><th>大 分 類</th><th>中 分 類</th><th>小 分 類</th></tr><tr><td rowspan="4">製 造 業</td><td rowspan="3">化 学 工 業</td><td>有機化学工業製品製造業</td></tr><tr><td>～（中 略）～</td></tr><tr><td>医薬品製造業</td></tr><tr><td></td><td></td><td>その他の化学工業</td></tr></table>	業 種 目	業種目別の割合	有機化学工業製品製造業	45%	医薬品製造業	30%	不動産賃貸業・管理業	25%	大 分 類	中 分 類	小 分 類	製 造 業	化 学 工 業	有機化学工業製品製造業	～（中 略）～	医薬品製造業			その他の化学工業	(1) 評価会社の事業が一つの中分類の業種目中の2以上の類似する小分類の業種目に属し、それらの業種目別の割合の合計が50%を超える場合 その中分類の中にある類似する小分類の「その他の〇〇業」 なお、これを図により例示すれば、次のとおり。 ○ 評価会社の業種目と業種目別の割合 <table><tr><th>業 種 目</th><th>業種目別の割合</th></tr><tr><td>製粉業</td><td>35%</td></tr><tr><td>飼料製造業</td><td>25%</td></tr><tr><td>不動産賃貸業</td><td>20%</td></tr><tr><td>サービス業</td><td>20%</td></tr></table> (35%+25%) >50% ← 「評価会社の事業が該当する業種目」 → ○ 類似業種比準価額計算上の業種目 <table><tr><th>大 分 類</th><th>中 分 類</th><th>小 分 類</th></tr><tr><td rowspan="4">製 造 業</td><td rowspan="3">食 料 品 製 造 業</td><td>製粉業</td></tr><tr><td>飼料製造業</td></tr><tr><td>～（中 略）～</td></tr><tr><td></td><td></td><td>その他の食料品製造業</td></tr></table>	業 種 目	業種目別の割合	製粉業	35%	飼料製造業	25%	不動産賃貸業	20%	サービス業	20%	大 分 類	中 分 類	小 分 類	製 造 業	食 料 品 製 造 業	製粉業	飼料製造業	～（中 略）～			その他の食料品製造業
業 種 目	業種目別の割合																																								
有機化学工業製品製造業	45%																																								
医薬品製造業	30%																																								
不動産賃貸業・管理業	25%																																								
大 分 類	中 分 類	小 分 類																																							
製 造 業	化 学 工 業	有機化学工業製品製造業																																							
		～（中 略）～																																							
		医薬品製造業																																							
			その他の化学工業																																						
業 種 目	業種目別の割合																																								
製粉業	35%																																								
飼料製造業	25%																																								
不動産賃貸業	20%																																								
サービス業	20%																																								
大 分 類	中 分 類	小 分 類																																							
製 造 業	食 料 品 製 造 業	製粉業																																							
		飼料製造業																																							
		～（中 略）～																																							
			その他の食料品製造業																																						

改 正 後	改 正 前																																										
(2) 評価会社の事業が一つの中分類の業種目中の2以上の類似しない小分類の業種目に属し、それらの業種目別の割合の合計が50%を超える場合（(1)に該当する場合を除く。） その中分類の業種目 なお、これを図により例示すれば、次のとおり。 ○ 評価会社の業種目と業種目別の割合 <table><tr><th>業 種 目</th><th>業種目別の割合</th></tr><tr><td>ソフトウェア業</td><td>45%</td></tr><tr><td>情報処理・提供サービス業</td><td>35%</td></tr><tr><td>娯楽業</td><td>20%</td></tr></table> (45%+35%) ≥50% 「評価会社の事業が該当する業種目」 ○ 類似業種比準価額計算上の業種目 <table><tr><th>大 分 類</th><th>中 分 類</th><th>小 分 類</th></tr><tr><td rowspan="3">情 報 通 信 業</td><td>情報サービス業</td><td></td></tr><tr><td>ソフトウェア業</td><td>情報処理・提供サービス業</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	業 種 目	業種目別の割合	ソフトウェア業	45%	情報処理・提供サービス業	35%	娯楽業	20%	大 分 類	中 分 類	小 分 類	情 報 通 信 業	情報サービス業		ソフトウェア業	情報処理・提供サービス業			(2) 評価会社の事業が一つの中分類の業種目中の2以上の類似しない小分類の業種目に属し、それらの業種目別の割合の合計が50%を超える場合（(1)に該当する場合を除く。） その中分類の業種目 なお、これを図により例示すれば、次のとおり。 ○ 評価会社の業種目と業種目別の割合 <table><tr><th>業 種 目</th><th>業種目別の割合</th></tr><tr><td>毛紡績業</td><td>45%</td></tr><tr><td>衣類・その他の繊維製品製造業</td><td>30%</td></tr><tr><td>サービス業</td><td>25%</td></tr></table> (45%+30%) ≥50% 「評価会社の事業が該当する業種目」 ○ 類似業種比準価額計算上の業種目 <table><tr><th>大 分 類</th><th>中 分 類</th><th>小 分 類</th></tr><tr><td rowspan="6">製 造 業</td><td>繊維工業</td><td></td></tr><tr><td>毛紡績業</td><td>化学繊維紡績業 その他の紡績業 染色整理業 その他の繊維工業 衣服・その他の繊維製品製造業</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	業 種 目	業種目別の割合	毛紡績業	45%	衣類・その他の繊維製品製造業	30%	サービス業	25%	大 分 類	中 分 類	小 分 類	製 造 業	繊維工業		毛紡績業	化学繊維紡績業 その他の紡績業 染色整理業 その他の繊維工業 衣服・その他の繊維製品製造業								
業 種 目	業種目別の割合																																										
ソフトウェア業	45%																																										
情報処理・提供サービス業	35%																																										
娯楽業	20%																																										
大 分 類	中 分 類	小 分 類																																									
情 報 通 信 業	情報サービス業																																										
	ソフトウェア業	情報処理・提供サービス業																																									
業 種 目	業種目別の割合																																										
毛紡績業	45%																																										
衣類・その他の繊維製品製造業	30%																																										
サービス業	25%																																										
大 分 類	中 分 類	小 分 類																																									
製 造 業	繊維工業																																										
	毛紡績業	化学繊維紡績業 その他の紡績業 染色整理業 その他の繊維工業 衣服・その他の繊維製品製造業																																									

改 正 後	改 正 前																																																						
(3) 評価会社の事業が一つの大分類の業種目中の2以上の類似する中分類の業種目に属し、それらの業種目別の割合の合計が50%を超える場合 その大分類の中にある類似する中分類の「その他の〇〇業」 なお、これを図により例示すれば、次のとおり。 ○ 評価会社の業種目と業種目別の割合 <table><tr><th>業 種 目</th><th>業種目別の割合</th></tr><tr><td>プラスチック製品製造業</td><td>45%</td></tr><tr><td>ゴム製品製造業</td><td>35%</td></tr><tr><td>不動産賃貸業・管理業</td><td>20%</td></tr></table> (45%+35%) >50% ← 製造業 ～(中 略)～ プラスチック製品製造業 ゴム製品製造業 ～(中 略)～ その他の製造業 「評価会社の事業が該当する業種目」→ ○ 類似業種比準価額計算上の業種目 <table><tr><th>大 分 類</th><th>中 分 類</th><th>小 分 類</th></tr><tr><td rowspan="5">製造業</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> (3) 評価会社の事業が一つの大分類の業種目中の2以上の類似する中分類の業種目に属し、それらの業種目別の割合の合計が50%を超える場合 その大分類の中にある類似する中分類の「その他の〇〇業」 なお、これを図により例示すれば、次のとおり。 ○ 評価会社の業種目と業種目別の割合 <table><tr><th>業 種 目</th><th>業種目別の割合</th></tr><tr><td>水運業</td><td>45%</td></tr><tr><td>港湾運送業</td><td>25%</td></tr><tr><td>不動産賃貸業</td><td>30%</td></tr></table> (45%+25%) >50% ← 不動産業 ～(後 略)～ 運輸・倉庫業 ～(中 略)～ 水運業 港湾運送業 ～(中 略)～ その他の運輸業 倉庫業 「評価会社の事業が該当する業種目」→ ○ 類似業種比準価額計算上の業種目 <table><tr><th>大 分 類</th><th>中 分 類</th><th>小 分 類</th></tr><tr><td rowspan="5">不動産業</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="5">運輸・倉庫業</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	業 種 目	業種目別の割合	プラスチック製品製造業	45%	ゴム製品製造業	35%	不動産賃貸業・管理業	20%	大 分 類	中 分 類	小 分 類	製造業											業 種 目	業種目別の割合	水運業	45%	港湾運送業	25%	不動産賃貸業	30%	大 分 類	中 分 類	小 分 類	不動産業											運輸・倉庫業										
業 種 目	業種目別の割合																																																						
プラスチック製品製造業	45%																																																						
ゴム製品製造業	35%																																																						
不動産賃貸業・管理業	20%																																																						
大 分 類	中 分 類	小 分 類																																																					
製造業																																																							
業 種 目	業種目別の割合																																																						
水運業	45%																																																						
港湾運送業	25%																																																						
不動産賃貸業	30%																																																						
大 分 類	中 分 類	小 分 類																																																					
不動産業																																																							
運輸・倉庫業																																																							

改 正 後	改 正 前																																																			
(4) 評価会社の事業が一つの大分類の業種目中の2以上の類似しない中分類の業種目に属し、それらの業種目別の割合の合計が50%を超える場合（(3)に該当する場合を除く。） その大分類の業種目 なお、これを図により例示すれば、次のとおり。 ○ 評価会社の業種目と業種目別の割合 <table><tr><th>業 種 目</th><th>業種目別の割合</th></tr><tr><td>専門サービス業</td><td>45%</td></tr><tr><td>広告業</td><td>35%</td></tr><tr><td>物品賃貸業</td><td>20%</td></tr></table> ○ 類似業種比準価額計算上の業種目 <table><tr><th>大 分 類</th><th>中 分 類</th><th>小 分 類</th></tr><tr><td rowspan="3">専門・技術サービス業</td><td>専門サービス業</td><td></td></tr><tr><td>広告業</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> $\frac{(45\%+35\%)}{\geq 50\%}$ [評価会社の事業が該当する業種目] (5) （省 略）	業 種 目	業種目別の割合	専門サービス業	45%	広告業	35%	物品賃貸業	20%	大 分 類	中 分 類	小 分 類	専門・技術サービス業	専門サービス業		広告業				(4) 評価会社の事業が一つの大分類の業種目中の2以上の類似しない中分類の業種目に属し、それらの業種目別の割合の合計が50%を超える場合（(3)に該当する場合を除く。） その大分類の業種目 なお、これを図により例示すれば、次のとおり。 ○ 評価会社の業種目と業種目別の割合 <table><tr><th>業 種 目</th><th>業種目別の割合</th></tr><tr><td>水運業</td><td>45%</td></tr><tr><td>倉庫業</td><td>25%</td></tr><tr><td>不動産賃貸業</td><td>30%</td></tr></table> ○ 類似業種比準価額計算上の業種目 <table><tr><th>大 分 類</th><th>中 分 類</th><th>小 分 類</th></tr><tr><td rowspan="2">不動産業</td><td>不動産賃貸業</td><td></td></tr><tr><td>～（後 略）～</td><td></td></tr><tr><td rowspan="5">運輸・倉庫業</td><td>運輸・倉庫業</td><td></td></tr><tr><td>～（中 略）～</td><td></td></tr><tr><td>水運業</td><td></td></tr><tr><td>港湾運送業</td><td></td></tr><tr><td>～（中 略）～</td><td></td></tr><tr><td></td><td>その他の運輸業</td><td></td></tr><tr><td></td><td>倉庫業</td><td></td></tr></table> (30%) [評価会社の事業が該当する業種目] $\frac{(45\%+25\%)}{\geq 50\%}$ (5) （同 左）	業 種 目	業種目別の割合	水運業	45%	倉庫業	25%	不動産賃貸業	30%	大 分 類	中 分 類	小 分 類	不動産業	不動産賃貸業		～（後 略）～		運輸・倉庫業	運輸・倉庫業		～（中 略）～		水運業		港湾運送業		～（中 略）～			その他の運輸業			倉庫業	
業 種 目	業種目別の割合																																																			
専門サービス業	45%																																																			
広告業	35%																																																			
物品賃貸業	20%																																																			
大 分 類	中 分 類	小 分 類																																																		
専門・技術サービス業	専門サービス業																																																			
	広告業																																																			
業 種 目	業種目別の割合																																																			
水運業	45%																																																			
倉庫業	25%																																																			
不動産賃貸業	30%																																																			
大 分 類	中 分 類	小 分 類																																																		
不動産業	不動産賃貸業																																																			
	～（後 略）～																																																			
運輸・倉庫業	運輸・倉庫業																																																			
	～（中 略）～																																																			
	水運業																																																			
	港湾運送業																																																			
	～（中 略）～																																																			
	その他の運輸業																																																			
	倉庫業																																																			